

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和4年12月14日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	青木敬博君
5番	中島弘道君	6番	浅田良弘君

○出席議員 9名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	佐藤龍彦君	〃	杉本憲也君
〃	井戸清司君	〃	篠原峰子君
〃	杉本一彦君		

○オブザーバー 2名

議員	石島茂雄君	議員	重岡秀子君
----	-------	----	-------

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	野田昌伸		

○会議に付した事件

- 1 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 2 意見書について
- 3 市議会12月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 人事案の取扱いについて
 - (3) 意見書の取扱いについて
 - (4) その他
- 4 その他
 - (1) 伊東市議会の所管に係る伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程について
 - (2) 次期3月定例会の頭出しについて

(3) その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、伊東市議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とする。事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）資料1ページから22ページまでを参照願う。伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてである。

令和3年5月15日にデジタル社会形成整備法が成立し、令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度については、法によりその所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなるが、議会における個人情報は法の適用対象とならず、各市議会においてそれぞれ個人情報を保護する条例を作成する必要が生じたことから、本市議会においても、全国市議会議長会から示されたガイドラインを基に本市議会に則した案文を各会派にお示しし、ご協議をいただいていたところである。条例の内容としては、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成し、法の対象となる執行部側と、個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続や取扱いに差異が生じないような内容となっている。個人情報の対象は、議会事務局が保有する個人情報を想定しており、機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、情報開示や訂正など具体的な手続や処分等を行う場合の権限行使の主体は「議長」として規定するとともに、条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定めることとしている。この部分については、その他においてご説明申し上げる。また、罰則規定の関係から、並行して静岡地方検察庁と事前協議を行っていたが、12月7日付通知により、特段の意見はないとの回答を得ている。以上である。

○委員長（青木敬博君）それでは、伊東市議会の個人情報の保護に関する条例について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会の個人情報の保護に関する条例については、説明のとおり決定し、最終本会議に提出することといたしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、伊東市議会の個人情報の保護に関する条例についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第2、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、公明党提起の2件である。本意見書案2件に関しては、提起会派において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

それでは提起された2件の意見書案の調整状況について、長沢委員から報告をお願いする。資料は23ページから26ページまでになる。

○2番（長沢 正君）带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書案、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書案については、各会派及び会派に所属していない議員の賛同をいただいている。以上である。

○委員長（青木敬博君）それでは、今定例会に提起された意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から順次、一括してご意見を伺う。

○1番（佐藤 周君）この内容で賛成する。

○3番（四宮和彦君）賛成である。

○5番（中島弘道君）賛成する。

○6番（浅田良弘君）賛成である。

○オブザーバー（重岡秀子君）賛成する。

○オブザーバー（石島茂雄君）定期接種が本格的に議論になったときには反対するが、現時点では賛成する。

○委員長（青木敬博君）ただいまお伺いしたところ、全ての意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員からの賛同が得られている。したがって、全ての意見書案は最終本会議に提出することといたしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第3、市議会12月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(4) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）市議会12月定例会最終日の運営について、順次、説明する。

(1) 採決の方法についてである。資料27ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託案件は、条例8件及び補正予算5件の合計13件で、各所管常任委員会において、いずれ

も原案を可決すべしとの決定をいただいている。本会議における採決の方法について、順次、説明する。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第22号 伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、市議第23号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例、市議第24号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、市議第25号 伊東市職員の降給に関する条例、市議第26号 伊東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、市議第27号 伊東市犯罪被害者等支援条例、市議第28号 伊東市宮天城霊園条例の一部を改正する条例、市議第34号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例、市議第30号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び市議第32号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）以上、条例8件及び補正予算2件については、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。10件一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第22号から市議第28号及び市議第34号の条例8件を一括で、次に、市議第30号及び市議第32号の補正予算2件を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いしたいと思う。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第33号 令和4年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）の補正予算1件は、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いしたいと思う。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第31号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算1件は、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いしたいと思う。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第29号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第7号）である。各常任委員会において、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程し、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いしたいと思う。

最後に、発議第1号 伊東市議会の個人情報保護に関する条例については、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙後に上程し、市議会申し合わせ事項に基づき、説明から質疑、討論までを省略し、簡易採決による決定をお願いしたいと思う。

続いて、(2) 人事案の取扱いについてである。資料28ページをご参照願う。市諮第1号及び市諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてである。これら人事案2件については、さきの本委員会において説明したとおり、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、

挙手による決定をお願いしたいと思います。

次に、資料 29 ページの議会選出の人事案 2 件について申し上げます。発選第 2 号 選挙管理委員会委員の選挙について及び発選第 3 号 選挙管理委員会委員の補充員の選挙についてである。令和 4 年 1 2 月 2 5 日に任期満了となる委員 4 名及び補充員 4 名の後任者の選挙を行うもので、明日の本会議において、先ほどの当局提案の人事案 2 件の決定の後に、それぞれ議題とし、選挙をお願いする。なお、選挙の方法については、これまでの協議及び地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、議長の指名推選とすることをご了承願う。

次に、(3) 意見書の取扱いについてである。带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書案、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書案の 2 件については、先ほどの協議の結果、各会派及び会派に所属していない議員の賛同を得て上程することが決まったことから、本会議において 1 件ずつ上程し、申合せにより、説明から質疑、討論を省略し、簡易採決による決定をお願いする。

最後に、(4) その他である。討論通告についてであるが、討論を行うと決めている議員におかれては、発言通告書の提出をお願いする。

以上で、市議会 1 2 月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどをお願いする。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり、ご了承願う。

そのほかに、12月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、市議会12月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第4、その他を議題とする。

(1) 伊東市議会の所管に係る伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程についてから、(3) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）4 その他(1) 伊東市議会の所管に係る伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程についてである。資料30ページをご参照願う。今12月定例会に当局から提出された伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例については、付託先である常任総務委員会において、全会一致で可決され、現在、最終本会議において議決となる見通しである。本条例の本会議での議決が前提となるが、同条例施行規則を議会に適用させるため、同条例施行規程を制定する必要があることから、規程策定についてご了承いただきたいと思う。なお、規程制定であるため、特に決定行為は必要ない。

次に、(2) 次期3月定例会の頭出しについてである。資料31ページをご参照願う。試案として、2月20日（月）の開会を提案させていただきたいと思う。2月20日開会となると、2月13日（月）告示、14日（火）議会運営委員会となる。詳細は、開会前の本委員会で協議、決定いただくことになる。

最後に、(3) その他である。1点報告させていただく。伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定についてである。先ほど説明した同条例について、4月1日の施行に向けて、委任規定となる同条例施行規程について制定の必要があることから、全国市議会議長会からの案文をもとに、当局側の施行細則と差異のないよう調整した案文をお示しさせていただいた。こちらも条例と同様、一旦会派に持ち帰っていただき、ご意見等を伺う中で、必要があれば協議の場を設けるなどしながら制定に向け進め、最終的には、3月定例会の議会運営委員

会にて決定していきたいと考えている。以上である。

- 委員長（青木敬博君）まず、(1) 伊東市議会の所管に係る伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会の所管に係る伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 次期3月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期3月定例会の頭出しについては、説明のとおり2月20日（月）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他での伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定については、説明のとおりご了承願う。

そのほかに、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

- 6番（浅田良弘君）1点だけ確認する。常任福祉文教委員会と市民病院との意見交換会について、今回は委員だけ出席をするということで間違いはないか。

- 委員長（青木敬博君）暫時休憩する。

午前10時19分休憩

午前10時26分再開

- 委員長（青木敬博君）再開する。

ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第4、その他を終了する。

○委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和4年12月14日（水）午前10時27分（会議時間20分）

以上の記録を認める。

令和4年12月14日

委員長 青 木 敬 博